

知っ得

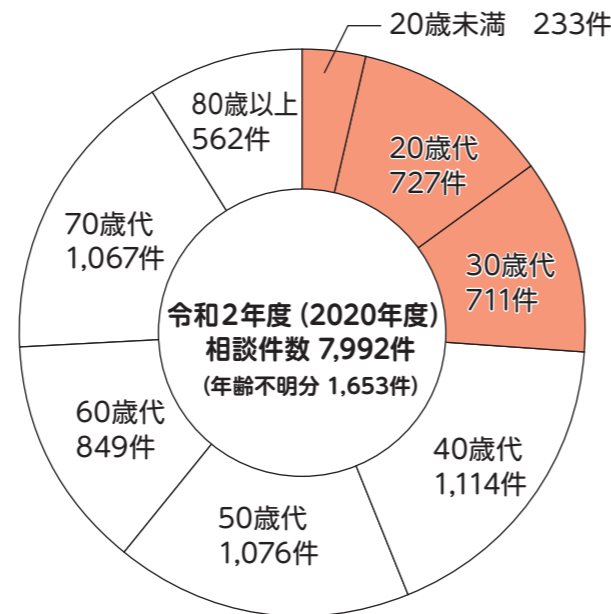
# なっとく

2021.9  
No.208

## 令和2年度(2020年度)消費生活相談の概要

- 広島市消費生活センターが令和2年度に受け付けた消費生活相談は7,992件で前年度に比べ80件増加しました。その中で架空請求・不当請求の相談件数は340件減少し、664件となりました。
- 契約当事者の年齢別では、40歳代からの相談が1,114件と最も多く、次いで50歳代が1,076件、70歳代が1,067件となっています。
- 40歳未満からの相談件数は1,671件となり、前年度より261件増加しました。年代別の相談件数をもても、若い世代の占める割合が高くなっています。

契約当事者年齢別相談件数



## 令和3年度 消費者支援功労者表彰

受賞 おめでとうございます

国が消費者利益の擁護及び増進を図るために消費者支援活動に顕著な功績のあった個人等を表彰する「消費者支援功労者表彰」において、公益社団法人広島消費者協会副会長 川本季子さんがベスト消費者サポーター章を受賞されました。

川本さんは、広島市を中心に活動する公益社団法人広島消費者協会の会員として、43年間にわたり消費者問題に関する活動を続けており、平成19年6月に同協会の副会長に就任してからは、協会員を盛り立てるなどして指導力を発揮されてきました。

また、平成18年から広島市のごみ減量・リサイクル実行委員会の委員長を務め、地域一体でレジ袋の削減に尽力されています。



消費生活センター 藤本所長から表彰状を受け取る川本さん(左)



若者の消費者トラブル

増えています



### 消費生活のご相談

※借金問題のご相談も受け付けています!

「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、できるだけ電話相談をご利用ください。」

広島市消費生活センター  
TEL082-225-3300

●受付時間/10:00~19:00 (消費生活相談用)  
●火曜日と12月29日~1月3日は休み

広島市ホームページ  
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>

キーワード「消費生活センター」

※音声読み上げが必要な方はホームページをご覧ください。

### 消費生活出前講座をご利用ください!

市内の学校、高齢者団体、町内会など各種団体・グループ等からの申込みにより、消費生活専門相談員等の資格を有する講師を派遣して出前講座を実施しています。  
みなさんと一緒に消費者被害に遭わないための出前講座を開いてみませんか?

- 講師派遣：無料
- 時間：約1~2時間
- 参加者：広島市内にお住まいの方で概ね15名以上
- 土曜日、日曜日、祝日も派遣可能です。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、講師を派遣できない場合があります。

公益社団法人広島消費者協会  
TEL・FAX 082-225-3320  
受付:午前10時~午後5時(火曜日・日曜日・祝日を除く)

消費者被害に遭わないために

